

これでいいのか、学長選考！ これでいいのか、情報公開！

—「疑惑」の情報開示期限延長とその結末—

周知の通り、2013年11月26日、学長選考会議は、同日の教職員による意向投票結果を即座に覆して、第1位に大差をつけられ第2位に甘んじた寺尾慎一氏を学長候補者としました。組合は、このような到底受け入れがたい学長選考会議の決定に対して、抗議のための声明を出し、またビラ配布を行いました。しかし、学長選考会議は、選考理由を説明するどころか当日の会議記録すらいっこうに公表しようとはしませんでした。そこで、組合は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（以下、「情報公開法」）に則り、2014年1月16日付で学長宛に「法人文書開示請求書」を提出し、「平成25年度第8回学長選考会議議事概要」の開示請求を行いました。

ところが、「樟の葉」13号でもお伝えしたように、法人側は、情報公開法10条1項が開示請求から30日以内と定める開示期限当日の2月17日になって、「開示請求のあった当該文書の作成に関しては、当該会議において内容を確認した上で作成することとなっていることから、現段階では未作成であるため」という全く理解不能な理由により、開示期限を30日後の3月17日に延長する通知をしてきました。確かに、一般論として、情報開示期限延長の例外的措置は、情報公開法10条2項の「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」には可能ですが、今回のケースは、これには該当しません。学長選考から開示請求までには2か月近くが経過していたのであり、この間に学長選考会議が法人文書としての会議記録を作成することが「事務処理上の困難」を伴うものでないことは、法人側も認めざるを得ませんでした。それにもかかわらず、学長選考会議が会議記録を作成せず、そのために速やかな情報開示ができなかったとなれば、このことは、むしろ情報公開法における法人文書の開示義務を根底から骨抜きにするものであり、開示期限延長のための「その他正当な理由」というにはあまりにも無理があります。そして、このような事態を招いた責任は、法人文書の開示義務を課された法人の長である寺尾学長が最終的に負うこととなります。

そもそも、寺尾学長は、原則30日以内という開示期限を遵守する努力をしたのでしょうか。今回のケースでは、情報公開法が開示義務の例外とするような情報（例えば個人のプライバシーにかかわる情報）が含まれていることは考えにくく、開示の可否について難しい判断を迫られるような場面は、まったくなかったはずですが、したがって、会議記録が作成されてさえいれば、寺尾学長がこの簡単明瞭なケースを速やかに法人の情報公開・個人情報保護委員会の審議に付したうえで、即座に開示できたのであって、ごく簡単に済む話だったはずですが。

ところで、寺尾学長は、2月20日の文科省での辞令交付式の翌日に開かれた教育研究評議会において、別件に関してですが、「これまで用心していたが、昨日辞令をもらったので、もう心配はなくなった」という趣旨の発言をしています。もし寺尾学長のなかに「次期学長の辞令をもらうまでは、用心のために学長選考会議の記録を開示するのはやめておこう」という意識があり、これが会議記録の作成遅延、そして開示期限延長につながったとすれば、学長選考過程に関してなにかやましいものを感じていたのではないかと疑いたくもなりますし、なにより情報公開法に違反することにもなります。

こうした「疑惑」の開示期限延長をほぼ最大限に活用したあげく、法人は、ようやく3月13日に「平成25年度第8回学長選考会議議事概要」を開示してきました。これをみると、わずか50分程度の会議とはいえ、そして「議事概要」であるとはいえ、法人の最高責任者の選考に関する審議記録としてはあまりに簡素で素っ気ないものとなっています。また、学内電子掲示板を見る限り、法人のスケジュール表にも学長選考会議が開催された形跡はまったくなく、どこの誰がどのような権限と手続によりかくも重要な法人文書を作成したのか不透明なまま、ぬぐいようのない不信感を呼び起こします。学長選考から情報開示に至るまでに4か月になろうとする時間を費やした結末がこんなことになり、「これでいいのか、情報公開！」と怒りを通り越してあきれざるばかりです。

またしかし、このような貧相な開示内容からでも、学長選考過程がいかにくさんなものであったかを垣間見ることができます。学長選考規程では、「学長選考会議は、…所信表明等を基に、…意向投票の結果を参考にし、学長候補者を決定する」となっているにもかかわらず、「あくまで意向投票は意向投票になっており、教職員の意向に関わらず、学長選考会議で決定する」といった意見が幅をきかせ、規程を無視して選考手続が進んだことが見て取れるからです。それが証拠に、所信表明はおろか、意向投票について、これらを審議し吟味した形跡が議事概要には全くありません。しかも、50分の会議時間には、学長候補者に決定した寺尾氏本人と面談して就任受諾を得る手続も含まれていますから、学長候補者を決定するための実質的な会議時間は、さらに短かったこととなります。このように、私たちがそれぞれ強い思いを持って投じた「清き一票」は、私たちひとりひとりの尊厳もろとも、いとも簡単に土足で踏みにじられてしまいました。

「これでいいのか、学長選考！」という怒りの念は今や確信と変わりましたが、これからも、組合は、粘り強く、できることを、すべきことを続けていきます。

平成25年度第8回学長選考会議議事概要

日時 平成25年11月26日(火) 14時30分～15時20分
場所 第2会議室
出席者 喜多議長, 阿部副議長, 杉光, 谷井, 徳田, 春山, 相部, 飯田, 小川,
猿渡の各委員
列席者 池田人事企画課長, 北村人事企画課副課長, 関根人事企画課主査,
人事企画課課員(大村)

- 議長より, この会議の成立要件が確認され, 3分の2以上の委員に出席いただいているので, 本日の会議は成立している旨確認された。
- 事務局から配付資料の確認を行った。

【議長提案】

1. 学長候補者の決定方法の確認について

- 議長が「国立大学法人福岡教育大学学長選考等規程(以下「学長選考等規程」という。)」に基づき, 学長候補者の決定に係る規定の確認を行った。
- 議長から, 「大学の教職員の意向を最大限尊重したいので, 意向投票の結果を少し重く考えていただきたい」こと及び「ただし一方で, 投票率が非常に低いあるいは投票数が非常に僅差である場合(フィフティ・フィフティを含む), 意向投票の結果はあくまで参考にしかできないのではないか」との発言があったうえで, 意向投票の取扱いについて議論していただきたい旨の発言があり, 委員より, 「学長選考方法を改正した経緯に照らして考えると, 投票率や投票数の差による判断の基準を決めることは, 主観的なものになってしまうので妥当ではない。」という意見と, 「学長選考方法を改正したことで, 意向投票はあくまで意向投票になっており, 教職員の意向に関わらず, 学長選考会議で決定することになっている。」との意見があった。

【議題】

1. 学長候補者の決定について

- 事務局から, 意向投票管理委員会委員長からの, 「学長候補者選考に係る意向投票の結果について(報告)」を各委員へ配付した。
- 議長から次の旨の発言があった。
 - ・学長選考会議では, 学長候補者の決定においては委員の過半数の賛成が必要と規定で定められており, 投票を行うか意見を伺いたい。
- 副議長から次の旨の発言があった。
 - ・意向投票の結果がこれだけ明らかであり, 全学的な投票で決めているので, 尊重してはどうか。意向投票の票差をどのように考えるのかということが, ここでの決定のひとつの大きな要素ではないか。
 - ・投票については, 記名投票にすべきではないか。
- 委員から次の旨の発言があった。
 - ・学長候補者所信表明演説を聞いた。意向投票は改正された規程に則りあくまで参考にし, 最終的には学長選考会議の投票で決定していただきたい。
 - ・選考委員の立場として, 学校経営, 管理の視点も大切で, 今の段階で推薦書, 所信表明, 公聴会の3つと, 意向投票の4つで判断せざる得ない。そうすると意向投票だけで判断して決めてしまうことはできない。
 - ・いくつかの判断材料を総合しながら, 規則に沿って進めていただければよいのではないか。意向投票の結果もその中の判断材料になるのではないか。

- ・ 前回も、意向投票が一位の候補者に賛成か反対か公になるのは問題があるということで無記名にしている経緯から、今回も同様に無記名とすべきではないか。
 - ◎ 審議を行い、以下のように確認された。
 - ・ 学長候補者については、最終的には学長選考会議の過半数の賛成で決める必要がある。学長選考会議で過半数の賛成があったことを証明するしかなく、まずは投票することが必要となる。
 - ・ 無記名での投票を行うこととし、投票用紙に学長候補者として推薦する方の氏名を記載することとする。
 - ◎ 結論
 - ・ 投票の結果、過半数の8票を得た寺尾愼一氏を学長候補者とすることを決定。
2. 「学長候補者の選考について（案）」の決定について
- ◎ 結論
 - ・ 承認
 - ・ 学長候補者の決定について、議長から学長選考等実施細則第19条に基づき、学長へ報告した。
3. 学長候補者に対する学長就任交渉について
- 寺尾愼一学長候補者に対して、第2会議室で学長就任交渉を行った。
 - ◎ 結論
 - ・ 受諾
4. 「学長候補者の就任受諾について（案）」の決定について
- ◎ 結論
 - ・ 承認
5. その他
- なし